

【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>138 ページ（現計画 140 ページ）の 1、進行管理の 1 段目に、「本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況などを定期的に把握するとともに、市民に速やかに公表し、計画策定と同様に市民の意見を反映させていくことが重要となります。」とあり、大切な事柄と思います。</p> <p>この定期的な把握と公表について、その都度、意見募集を行うことで、委員の方も市報等で公表された市民の意見を参考にして、見直し協議に挑むことができ、年度末の最終協議会直前の 1 回の意見募集では提出機会が不足だと思えます。</p> <p>市政への意見提出先のサイト等がありますが、テーマの公表毎にそうした機会がある方が、気づいたことをその時点で届けることがし易いので検討頂きたい。</p>	<p>介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会などの開催内容や、計画に掲載した各種事業の実施状況を「村上市の福祉と保健」の冊子にまとめ、市ホームページにて公表を行っているところであります。</p> <p>また、御意見のとおり、市政への御意見は、随時ホームページ等からお寄せいただくことができますので、必要により、協議会委員等へ周知してまいりたいと考えております。</p>
2	<p>138 ページ（現計画 140 ページ）の 2 事業の評価・点検の 3 段目にある「アウトカム」について、まだ各世代の日常的な用語ではないと思うので、日本語で記載したほうが良いと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「アウトカム（成果・効果）」の文言に修正することといたします。</p> <p>なお、資料編の用語解説に説明を記載しておりますので併せてご参照ください。</p>
3	<p>121 ページ（現計画 123 ページ）、(13) 居宅介護支援。居宅要望支援の第 7 期の実績の数値について、「基本的な支援サービスであることから、従前から利用意向の高いサービスとなっております。」とあるが、実績値は計画値の 1 割減であり、より高い目標を持つとうということと解します。また、介護給付は増減幅が小さいですが、予防給付が過去 3 年では増加しており、この傾向は、一次・二次的な予防による重症化予防を測る上では、望ましい傾向と解します。</p> <p>この実績をどのように評価しているのか、実績の分析の結果が補足として記載されているとよいと思います。</p>	<p>「従前から利用意向の高いサービスとなっている」とは、実績値が計画値を上回るということではなく、サービス利用時には必ず使われるサービスというものであります。なお、実績の分析として「介護給付はわずかに減少傾向であり、予防給付は増加傾向となっています。」を追記いたします。</p> <p>また、確かに重症化予防という点で予防給付が増えることは望ましい面もありますが、介護給付と合わせ、全体的に要介護・要支援認定者数の増加に伴い、今後も給付費の増加傾向が暫く続くものと考えているところであります。</p>

4	<p>138 ページ（現計画 140 ページ）の第 6 章第 5 節、介護給付等費用適正化事業の目標量の表について、この数値の根拠を併せて記載されていると、目標量の意味が分かると思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、主要 5 事業の目標量について以下のとおり追記いたします。</p> <p>139 ページ</p> <p>「1 要介護認定の適正化」 【目標量】 認定審査会前資料の点検等：1 審査会当たり 27 件×14 回／月</p> <p>「2 ケアプランの点検」 【目標量】 市内 22 事業所対象：1 事業所当たり平均 2 件（R 3）→平均 3 件（R 5）</p> <p>「3 住宅改修等の点検」 【目標量】 (1)住宅改修：給付限度額を超える改修費用案件の現地確認実施件数 (2)福祉用具購入調査：全件チェック</p> <p>「4 縦覧点検・医療情報との突合」 【目標量】 新潟県国民健康保険連合会へ委託し点検、確認の実施。</p> <p>「5 介護給付費通知」 【目標量】 認定更新申請案内対象者へ前 1 年間の介護給付費明細書を同封。</p>
5	<p>136 ページ（現計画 138 ページ）の第 3 節の内容をどのように具体的にするのか。現状のネットワークがどのくらいあり、どのように機能しているのか、分析結果が併記されていると具体的に計画しやすくなると思います。</p>	<p>地域包括ケアシステムを深化・推進していくうえで、行政だけでなく、医療関係者や介護関係者間を ICT を活用したネットワークでつなぐ「ときネット」や、虐待防止ネットワーク会議、徘徊シルバー SOS など既存のネットワークの他に、身近な住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進し、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、体制整備に向けて取り組んでいくこととしております。</p>
6	<p>136 ページ（現計画 138 ページ）の第 2 節、2 段落目の「厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムの活用を促進するため、パンフレット類にそのアクセス方法を明記するなど、積極的な情報発信に努めます。」について提案です。</p> <p>諸制度の内容を予め知らせておくことにより、共助が生まれやすい環境を整えておくことになると考えますので、情報へアクセスするには演習の場が必要であり、直接的に助言が必要な高齢者がまだまだ多く存在すると思うので、集落単位ほ</p>	<p>町内会や各種団体の集まりなどを対象に「むらかみ出前講座」を開催しているところであり、介護保険制度をはじめ、地域包括ケアシステムや高齢者の現状と福祉サービスなどについて広く知っていただく機会の提供に努めているところでもあります。</p> <p>介護保険制度につきましては、その理念にはじまり、サービスを受けるまでの流れやサービスの内容などを説明させていただいておりますが、この中で、介護サービス情報公表システムについて</p>

<p>どの少数の集団に対して学習や相談の機会を作り、そこで説明をする等で高齢者は勿論、その周辺の人達も、いざという時に役立つのではないのでしょうか。地域の茶の間や、各種のサークル活動などとの連携が活用でき、また、子ども達もボランティアとして参加出来るような介護予防のための学習機会の併設等も良いのではないかと思います。</p> <p>介護保険の内容は、共生社会において、共有したい内容であり、地域の公民館活動と連携することも検討出来るとよいと思います。市町村単位の自治体だからこそ、各部署の共同プロジェクトなどで、対応できる取組がまだまだあるのではないかと思います。</p> <p>高齢者には誰しものが至る可能性はあります。障がいをもつことも人生にはあり得ます。そうした思いやりのある思考を育てる中で、介護保険制度の理念や内容の理解が深まり、皆が当事者になり得る事への共感的態度が育つことを願います。</p>	<p>もお知らせしていきたいと考えております。なお、ご提案のありました「情報へのアクセスへの演習の場が必要」との御意見につきましては、引き続き検討させていただきたいと考えております。</p>
--	---